

# ○木曾広域消防本部庁舎等管理規程

〔平成11年4月1日〕  
規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、消防庁舎等における秩序の維持に関し必要な事項を定め、公務の正常かつ円滑な執行を確保することを目的とする。

(庁舎等)

第2条 この規程で庁舎等とは、消防の用に供する建物、土地その他の設備で、木曾広域連合の管理に属するものをいう。

(庁舎管理者)

第3条 庁舎等の管理事務を分掌させるため、当該庁舎等に管理責任者を置く。

2 前項の管理責任者は、次の各号に掲げる箇所について、当該各号に定める職にある者を充てる。

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 本部庁舎（消防署） | 消防次長 |
| (2) 南分署       | 分署長  |
| (3) 北分署       | 分署長  |
| (4) 救急分遣所     | 分遣所長 |

(職員の責任等)

第4条 庁舎管理責任者は、当該庁舎等内の秩序の維持、災害の防止、美観の保持、その他執務環境の保持にあたり、それに必要な措置をとるものとする。

2 職員は、庁舎等の秩序の維持、災害の防止及び美観の保持等について、積極的に努めなければならない。

(庁舎等出入り口の開閉)

第5条 庁舎等の出入り口の開閉については、庁舎管理者が別に定める。

(休日等及び勤務時間外における庁舎等への出入り)

第6条 日曜日、休日又は勤務時間以外の時間において庁舎等へ出入りしようとする者は、当直員の承認を得なければならない。ただし、当該庁舎等に勤務する職員については、この限りでない。

(禁止行為等)

第7条 何人も庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 銃砲刀剣類、爆発物、危険物品を持ち込むこと。
- (2) 座り込み、立ちふさがり、又は通行の妨害をすること。
- (3) みだりに放歌高唱をしたり、乱暴な言動をすること。
- (4) 面接を強要し、又は金銭、物品等の寄付を強要すること。
- (5) 廊下、車庫、倉庫等喫煙設備のない場所又は引火しやすい物の近くで喫煙すること。

(6) 建物、工作物、器物を破損すること。

(7) 汚物、紙片等を散乱し、又は投棄し、若しくはみだりに物品を放置すること。

2 管理責任者は、前項各号に反した者に対しては、直ちに退去させ、又は物品の撤去を命ずることができる。この場合において退去及び撤去を命じられた者が、これに応じないときは、必要な措置をとることができる。

(許可を必要とする行為)

第8条 庁舎等において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎等使用許可願(様式第1号)を庁舎管理者に提出し許可を受けなければならない。ただし、庁舎管理者が軽易なものと認めたときは、口頭をもってこれに替えることができる。

(1) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄付、募集その他これに類する行為をすること。

(2) 連合の機関以外の者が主催する集会、催物又はこれに類する行為をすること。

(3) テントその他これに類する施設を設置し、又は定められた場所以外の場所に物品を置くこと。

(4) 公用を目的とする以外の文書、ポスターその他のはり紙、掲示板、旗、幕、それらに類するものを掲示すること。

(5) 前各号に定めるもののほか、庁舎等の秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げること。

2 庁舎管理責任者は、庁舎等における公務の円滑な遂行を妨げる恐れがないと認め、又は庁舎等の適正な管理及び災害防止に支障がないと認める限り、前項の許可をすることができる。

3 庁舎管理者は、前項の許可にあたって必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

4 庁舎等使用許可願は、使用しようとする3日前までに届け出て、許可を受けなければならない。

5 庁舎等の使用許可は、庁舎使用許可証(様式第2号)によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

庁舎等使用許可願			
			年 月 日
庁舎管理者	殿		
	申請者	住所	
		氏名	⑩
		(法人にあつては名称及び代表者)	
		電話	
下記により庁舎等の使用の許可を願います。			
1	使用目的		
2	場 所		
3	使用又は掲示期間	年 月 日	時から
		年 月 日	時まで
4	人数又は数量		
5	その他		
注：掲示（ポスターけんすい幕等）には見本又はひな形を添付のこと。			

(用紙の大きさは、日本工業規格 A4 版)

木広第 号  
年 月 日

殿

木曾広域消防本部  
消防長

⑩

庁舎使用許可証

年 月 日付で申し込みのあった庁舎使用について、下記条件を附  
して許可します。

記

1

2

3

4

5

(用紙の大きさは、日本工業規格 A4 版)